

請願第九号

福生市の教育諸条件の改善に関する請願書

紹介議員

大野	岩田	関	松山
行夫	博	米吉	清
印	印	印	印

子どもの学習を保障し、一人ひとりに行きとどいた教育をすすめることは、教職員、父母をはじめ市民各層のねがいです。市をはじめ、関係当局の努力で漸次、改善はすすんでいます。今日の実態は、改善を一層要する諸点が山積しています。

特に、憲法の義務教育無償の原則に近づけるため、年々増加している教育費の父母負担を軽減、解消すること、子どもの健康を保障するための措置、また、ゆとりある教育指導とゆきとどいた環境整備のための教職員増等をねがう声は、大変強いものがあります。

私達は以上の立場から、当面、次の項目の実現を強く要請するものです。

記

一 現在、保護者が教育費として私費負担しているもののうち、当面、次のものを市費で措置していただきたい。

- (1) 児童生徒が授業で使用する教材、学習用具の費用
- (2) 学校の教育活動として実施されている校外学習、映画教室、音楽教室、演劇教室に要する費用

二 学校派遣の市職員の増員。当面用務員の複数配置をしていただきたい。

三 耳鼻科眼科の専門医を校医として配置すること。当面定期健康診断時だけでも、同専門

医による検診ができるよう措置していただきたい。

昭和四十八年十二月十一日

請願者代表

福生市熊川四八

石川 泰一 印

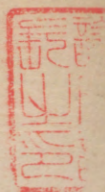
青梅市野上町四一八一十三

武田 秀夫 印

他二七一名

福生市議会議長

石川 信義 殿



陳情第七号

市道拡張に關する陳情書

中秋の候、貴職にはますます御清栄の段御慶び申し上げます。

地方行政多端の折、私達市民の福祉発展のため御努力くだされておられることを深く感謝申し上げます。

つきましては、市道七六号線の拡幅の件であります。御承知のとおり三・三メートルという道路に最近柵をする地主が多くなり、火災が発生した場合にも消防自動車等の通行が不能という状況であります。

また最近場所柄工業者も多くなり自動車の通行も激しく一般市民も事業者も困却いたしておる次第であります。

聞き及びますと防衛庁の補助金も年間数億円が福生市の予算の中に含まれているわけですが、基地公害の騒音に悩まされ被害を受けている場所としては市内随一であることは、私どもが申し上げるまでもなく先刻御承知のことと存じます。誠に不公平と申しますか、政治の歪みといわざるを得ませんので、よく実情を御賢察くださいまして一日も早く拡幅工事を実施くださるようお願い申し上げます。

また最近では、環境衛生の件で危険物処理場が当地に決定しているようですので民政安定の意味から一日も早く実現くださらんことを重ねてお願い申し上げます。

昭和四十八年十二月十一日

陳情者代表

福生市熊川一六二〇

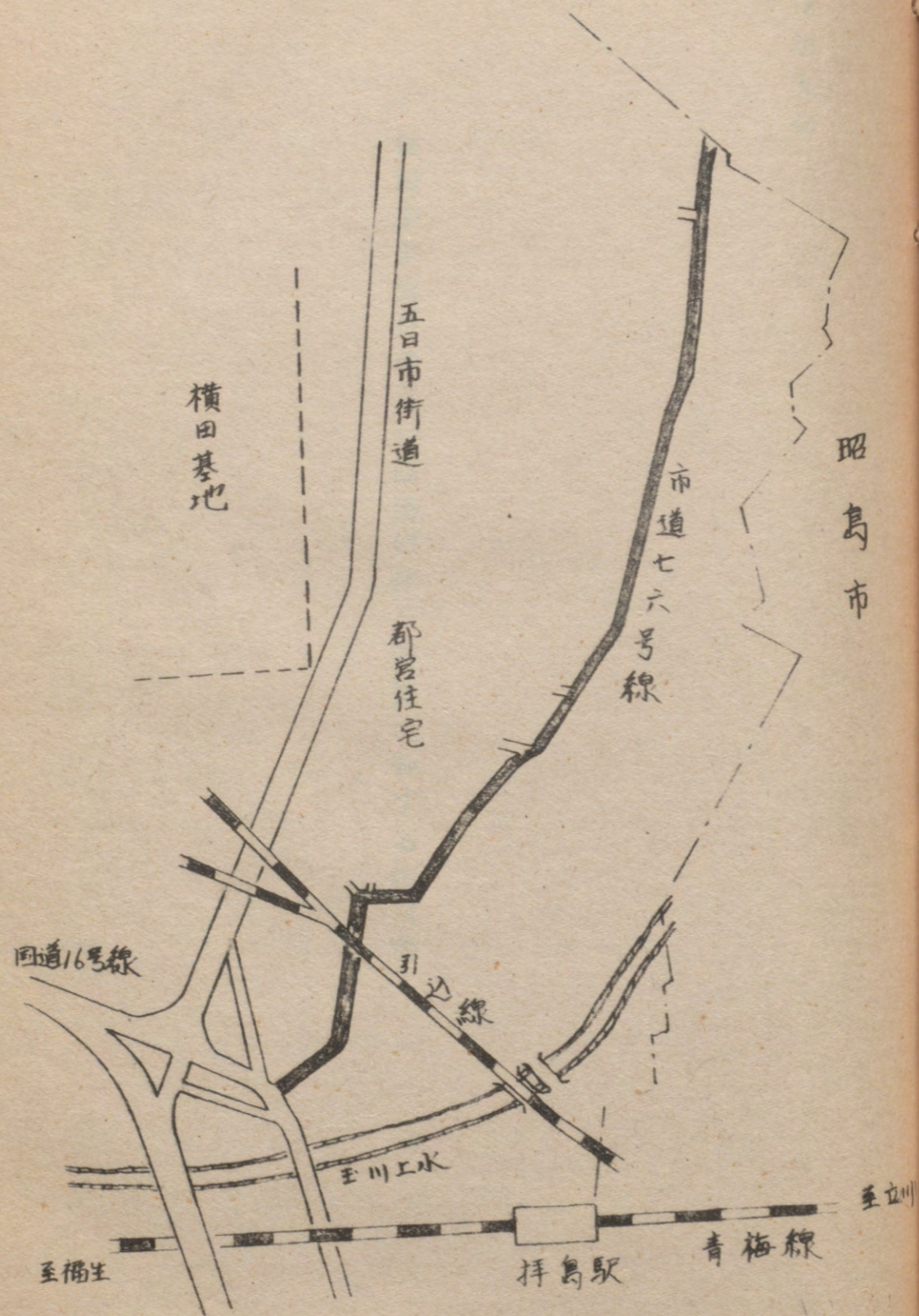
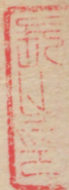
枝川栄次 印

外 四十九名

福生市議会議長

石川信義 殿

陳情個所

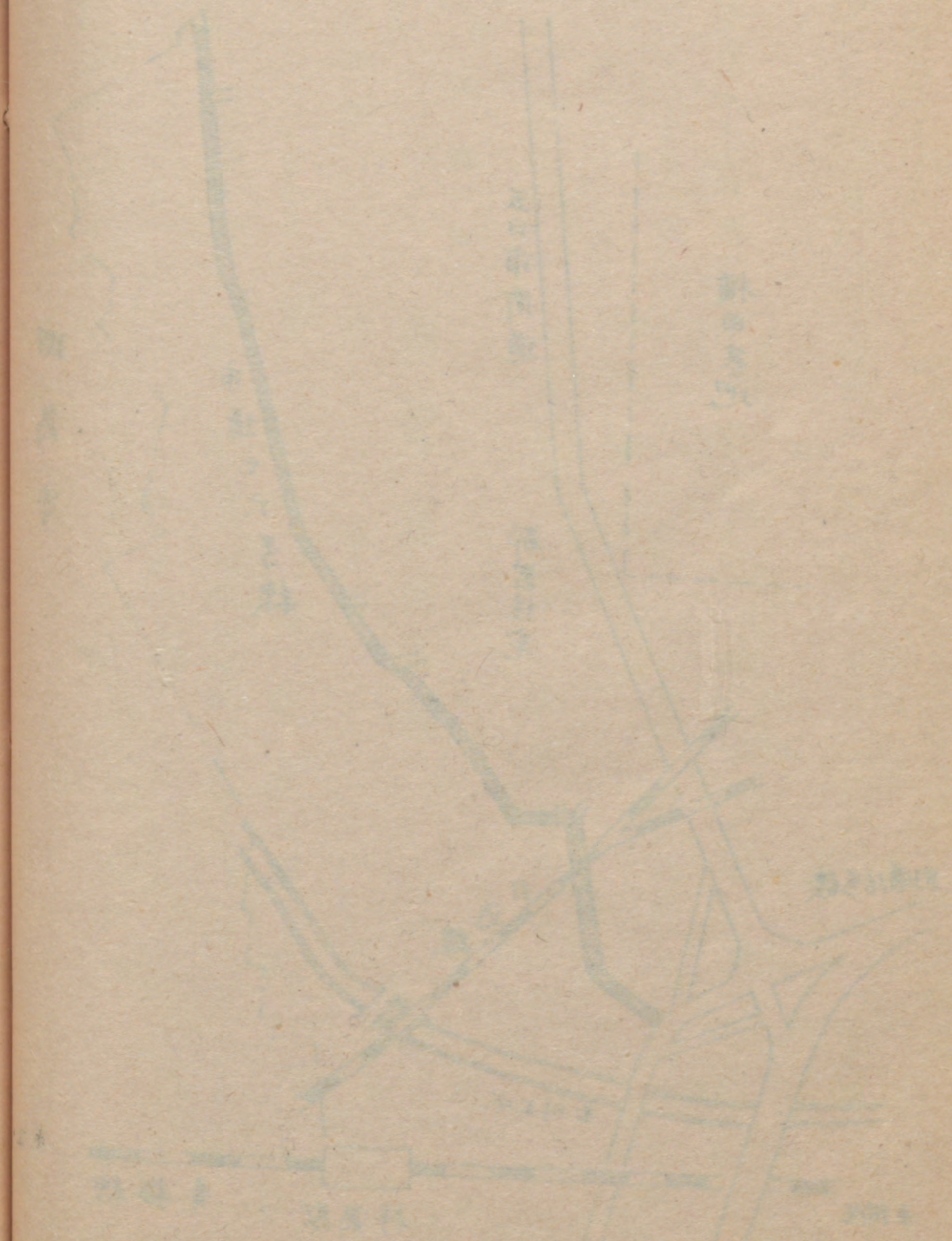




建設省 建設局

陳情第九号

建設主要資材の異状高騰に伴う対策に関する陳情書



貴市発注工事につきましては、当協会会員が格別のご厚配に預り深く感謝申し上げます。さて、すでにご高承のとおり本年に入り建設主要資材が高騰を続け、特に鋼材、木材、セメント、生コン、塩ビ等は供給不足から需給はとみにひつ迫し極端な入手難と値上りを示しております。

さらに金融引締め、高金利により資金繰りも悪化し、建設産業は近來まれな危機に直面し、特に中小企業は塗炭の苦しみにあえいでいるのが実情であります。

このため、本会といたしましては社会的重大問題でありますので、各発注機関に対しては陳情、要望いたしておりますが、東京都におかれては本年の異状事態に深いご理解を賜り、このほど別添の要領により契約金額更改増額の措置をとられることになりました。つきましては、貴市におかれても業界の苦境をとくにご賢察の上、東京都同様既契約工事の契約金額更改増額につき特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

昭和四十八年十二月十一日

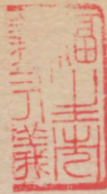
東京都中央区八丁堀二一五一

社団法人東京建設業協会

会長 戸田 順之助 印

福生市議会議長

石川 信義 殿



十月二十三日都の方針の骨子

- (一) 請負代金増額の変更対象は、本年六月三十日以前に契約した工事については七月一日以後の残工事費、七月一日以後に契約した工事については全工事費とする。
- (二) 対象工事は原則として、土木、建築または設備の工事とする。
- (三) 本措置額は、変更対象工事部分について、本措置のための単位で算出した額と契約時の設計単価で算出した金額との差を求め、その差額の二分の一とする。
- (四) 本措置は十一月以後に契約変更手続に基づき行うが、相手方から本措置の適用について願い出のあったものとする。
- (五) 措置額は請負代金額が一億五千万円以上の工事については通常の支払い方法で行うが、一億五千万円未満の工事については、その八割相当額を前払いする。
- (六) 公営企業の工事についても、おおむね同一内容で特別措置を実施する予定である。
- (七) 対象品目は、おおむね主要資材五ノ六品目の予定である。

なお、労務費は別途検討する。諸経費は含まれない。



陳情第八号

民間日雇労働者の年末手当支給に関する陳情書

近年自由資本社会の進展の下に国力の繁栄を謳歌する現体制の中に建設業界は隆盛を極めてきたにもかかわらず、そこに働く労働者の労働条件、労働環境は全く改善されず、特に日雇労働者など低層にある者は、賃金が安定せず身分が不安定であり、労働環境が悪く老後が不安である等数限りない不満があります。われわれ日雇労働者は、冬期間の就労は一カ月二分の一以下に激減するありさまであり、年間を通して梅雨期及び通常雨期、夏枯れ期の就労は思うようにならない状態です。ここに冬期を真近に控えアブレの現況の下に厳冬をいかに越すか、インフレに悩み家族をかかえとうてい家庭を維持できない現状にあります。このような状態の矛盾を認識し改善しようと組合員一同協賛して左記に掲げた組合員一同の切実なる要求に誠意をもつてこたえてくださるよう強く要求します。

記

一、日雇労働者に対して業者と国と自治体の責任で年末手当、民間平均日給三十日分を支給されたい。

以上

昭和四十八年十二月十一日

国立市西二一六三山口荘一二

立川自由労働者組合

執行委員長

渡辺 仁 印

福生市議会議長

石川 信義 殿